

姫島村地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。）に基づき姫島村地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(地域おこし協力隊の活動)

第2条 地域おこし協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 個性と魅力ある地域づくりの支援
- (2) 地域の魅力・定住に関する地域の情報収集
- (3) 有害鳥獣駆除活動
- (4) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興
- (5) 特産品等の販売促進
- (6) 流通システムの構築
- (7) 週単位の行動計画及び報告書の作成
- (8) その他村長が特に必要と認める活動

(隊員の要件)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 推進要綱の対象となる者で、地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たし、本村に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる者
- (2) 地域住民とコミュニケーションがとれ、地域を元気にするために積極的に行動できる者

(隊員の種別)

第4条 隊員の種別は次の各号に掲げるとおりとし、その身分は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 任用型隊員 第2条に規定する活動を行うため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定に基づき採用された会計年度任用職員
- (2) 委託型(個人)隊員 第2条に規定する活動を行うため、村長が委嘱し、

村と業務委託契約を締結する者

(3) 委託型(企業)隊員 第2条に規定する活動を行うため、村と業務委託契約を締結する法人又は団体（以下、「受入団体等」という。）が雇用する者のうち、村長が委嘱する者

2 前項第3号に規定する団体とは、姫島村内に事業所又は活動の拠点を有する法人格のない団体であつて、規約等を有し、団体の意思を決定し執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているものをいう。

(業務の委託)

第5条 村は、隊員の活動に関する業務を、個人又は受入団体等に委託することができる。

2 村長は、前項の規定による委託を行う場合は、個人又は受入団体等との間に業務委託契約を締結するものとする。

3 村長は、前項の受託者に対し、予算の範囲内において、隊員の活動に対する報酬及び必要な経費を含め、活動内容に応じた委託料を支払うものとする。

(隊員の委嘱期間)

第6条 隊員の委嘱期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 村長は、次に定める場合には、隊員の委嘱を取り消すことができるものとする。

(1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 自己の都合により、退任の願いがあつたとき。

(4) 活動に必要な適格性を欠くとき。

(5) 協力隊員としてふさわしくない非行のあつたとき。

(6) 協議なく住所を移したとき。

(隊員の義務)

第7条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 隊員は、活動日の地域活動を月報として毎月10日までに前月分を総務課長へ報告しなければならない。

3 隊員は、地域の一員として自治会活動にも積極的に関わり自覚ある生活に努めなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第8条 地域おこし協力隊員の勤務日及び勤務時間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 任用型隊員 原則、週31時間以内
- (2) 委託型(個人)隊員 村と協議の上で決定する。
- (3) 委託型(企業)隊員 村と受入団体等と協議の上で決定する。

(報酬)

第9条 隊員の報酬、手当、費用弁償及び第2条に規定する活動に要する経費の費用負担については、次の各号に定めるところとする。

- (1) 任用型隊員 「姫島村会計年度職員～条例」によらず、村長が定める額とする。
- (2) 委託型隊員 第5条第4項の規定により村との間に締結する業務委託契約に基づき定めるものとする。

(費用弁償)

第10条 隊員が村長の命令により職務を行うために旅行した時は、その費用を弁償する。この場合の費用弁償の額及び支給方法は、姫島村職員に準じる。

(住居)

第11条 村は、隊員が生活するための住居を借り上げ、隊員に提供することができる。

(村の役割)

第12条 村は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関するコーディネート
- (2) 村民への周知
- (3) 活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。